

守口市駅北側エリアリノベーション推進事業支援業務委託プロポーザル募集要領

1 事業の趣旨・目的

守口市駅北側エリアでは、令和4年度に策定した「守口市駅北側エリアリノベーション戦略」に基づきまちの賑わい創出に向けた取り組みを進めている。本業務は、同エリアで整備が進む都市計画道路豊秀松月線の供用開始を見据え、将来の道路活用に向けた社会実験等を通じて賑わい創出や回遊性向上を図るものである。

これまでの取り組みを踏まえ、「歩行者利便増進道路」(通称「ほこみち」)制度の活用を念頭に、持続可能な道路空間活用を通して、公民連携によるまちづくり体制を構築することを目的とする。

については、本業務の委託事業者選定にあたり、価格だけでなく、事業者の業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を総合的に評価し、最適な事業者を選定する必要がある。このため、公募型プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という。)を選定する。

2 業務概要

- (1) 業務名 守口市駅北側エリアリノベーション推進事業支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙1「守口市駅北側エリアリノベーション推進事業支援業務委託仕様書」のとおりとするが、企画提案の内容を踏まえ、協議の上決定する。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和11年3月31日まで
- (4) 上限額 16,720,000円(消費税及び地方消費税を含む)
- (内訳)
- 令和8年度 7,920,000円(消費税及び地方消費税を含む)
- 令和9年度 4,400,000円(消費税及び地方消費税を含む)
- 令和10年度 4,400,000円(消費税及び地方消費税を含む)

3 主なスケジュール(予定)

内容	日時
(1)公告日	令和8年5月20日(水)
(2)質問受付期間	令和8年5月20日(水)午前9時から令和8年5月26日(火)午後5時30分まで
(3)質問に対する回答	令和8年6月1日(月)
(4)応募書類提出期間	令和8年6月1日(月)午前9時から令和8年6月10日(水)午後5時30分まで
(5)選定委員会(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和8年6月17日(水) 予定
(6)選定結果通知	令和8年6月24日(水) 予定
(7)契約内容の調整及び仕様書の確定	選定結果通知後
(8)契約の締結	契約内容の確定後

4 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本業務の応募書類提出時において、令和8年度の本市入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (3) 守口市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は各要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (4) 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)の適用申請をした者(更生計画の認可を受けた者を除く。)でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用申請をした者(再生計画の認可を受けた者を除く。)でないこと。

- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 国又は地方公共団体が発注する公民連携まちづくり事業に関する業務(例: 公民連携まちづくり、エリアマネジメント、エリアリノベーション、公民連携プラットフォーム形成、官民連携まちなか再生、まちなかウォークアブルの推進や計画策定、ほこみち制度などを念頭に置いた道路活用等)について、元請として平成 28 年4月1日から令和 8 年 3 月 31 日までに1回以上契約及び完了した実績(契約金額は問わない)のあること。

5 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒570-8666 守口市京阪本通二丁目5番5号

守口市 企画財政部 まちづくり戦略課

電話 06-6992-1484(直通)

メールアドレス machizukuri@city.moriguchi.lg.jp

(2) 応募書類等の配布

ア 配布期間: 令和8年5月 20 日(水)～令和8年6月 10 日(水)

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時 30 分まで)

イ 配布場所

上記(1)の担当部署で配布するほか、守口市ホームページからダウンロードできる。

(3) 応募書類の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 提出期間: 令和8年6月1日(月)～令和8年6月 10 日(水)

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時 30 分まで)

※提出期間後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所: 上記(1)に同じ。

ウ 提出方法: 以下を、持参又は郵送(書留郵便に限る)。

① 紙媒体: 別紙2のとおり

② 電子データ(「ア 紙媒体」をスキャンしたものを格納した CD-R または DVD-R 1部

※電子データのファイル名は、下記7応募書類(1)の提出書類名と同じにすること。

6 質疑・回答

(1) 受付期間: 公募開始日～令和8年5月 26 日(火)午後5時 30 分必着

(2) 質疑方法: 電子メール(受信確認の電話を行うこと。)により、5(1)に提出すること。

(3) 質疑様式等: 様式は指定とする。次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「守口市駅北側エリアリノベーション推進事業支援業務委託に関する質問(事業者名)」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、電子メールアドレスを記載すること。

(4) 回 答 日: 令和8年6月1日(月)

(5) 回答方法: 質問への回答は守口市ホームページに掲載し、個別には回答しない。

7 応募書類

(1) 提出書類及び作成方法

別紙2のとおり

(2) 提出された応募書類の取り扱い

ア 提出された応募書類は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。

イ 採用された応募書類について、公文書公開請求があった場合は、守口市情報公開条例に基づき、特定の内部管理情報や個人情報などを除き、原則として公開する。

ウ 提出のあった応募書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

- エ 提出された応募書類は返却しない。
- オ 応募書類の著作権は、提案者に帰属する。
- カ 応募書類に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

8 評価方法等

(1) 評価基準

別紙4「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間、場所については、別途通知する。

(3) 評価方法

(1) の評価基準に基づいて評価する。

(4) 候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者のうち、(3)の総合点が最も高い者を、候補者として選定する。
- イ 最高点の者が複数いた場合は、当該複数者にあらためて見積書の提出を求め、最も安価な者を候補者として選定する。なお、価格も同額の場合は、当該者から価格提案書を再度徴取し、最も安価な者を候補者として選定する。
- ウ ア及びイに関わらず、全委員の総点数の平均点が 60 点未満の場合は、候補者として選定しない。
- エ 審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

(5) 失格要件

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談した場合
- ウ 候補者選定終了までの間に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- エ 本募集要領に示した応募書類の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- オ 価格提案書の金額が2(4)の上限額を超える場合
- カ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- キ 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ク その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日の翌営業日に、下記項目を守口市ホームページで公表するとともに、担当課で閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 候補者名
- (2) 全参加者名、全参加者の総合評価点、企画提案評価点、価格評価点、提案金額、講評(候補者の選定理由)
- (3) 委員の氏名等
- (4) 会議録(要点筆記)

10 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と本市との間で、委託内容、経費等について調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受注者は契約金額の 100 分の 10 の額(千円未満切り上げ)の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、守口市契約規則第 21 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

- (3) 業務委託料については、年度ごとの完了払いとし、各年度の委託業務が完了し、本市が検査を終了した後、受託者からの請求があった日から 30 日以内に当該年度の委託料を一括して支払う。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11 その他

- (1) 企画提案への参加を辞退する場合は、辞退理由を記載した書面(様式任意)により届け出ること。
- (2) 参加表明書を提出した後、応募書類の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (3) 参加表明書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。
- (4) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (5) 感染症のまん延や大規模災害の発生等、不測の事態により、適正に業務が遂行できないと市が判断した場合は、本公募型プロポーザルを中止または延期する場合がある。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第 51 号)に定める単位とする。